

家電4品目の処分（廃棄）について

家電4品目とは

- エアコン
- テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類用乾燥機

上記4品目が、家電リサイクル法の対象品目となり町では収集できません。

処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」（収集運搬を業者に依頼する場合）が必要です。

家電4品目を処分（廃棄）するには

- 新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する。
- 処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、その小売店に引取りを依頼する。
- 中古品を扱うリユース（リサイクル）ショップに買取りを依頼する。
- 上記の方法で処分（廃棄）できない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

美里町役場 住民生活課 環境政策係 ☎ 0964-46-2116